東京第一会計ニュース
2023(令和5)年7月1日発行

No.118

礎

いしずえ

CONTENTS

顧問先紹介【すばる交通株式会社】
第42回 末広会総会開催のご案内
適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関するQ&A
電子帳簿保存法
コロナ5類移行後の影響について

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するQ＆A

二〇二三年四月に消費税法の一部が改正され、インボイス制度の細部の見直しが行われました。二〇二三年十月一日のインボイス制度の開始まで三か月を切りましたので、改めて実務上で重要となる点について、国税庁による『消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存法式に関するQ＆A（以降インボイスQ＆A）』を参考にしながら解説いたします。

インボイスの要件

Q1　当社が請求書を発行する際、インボイスの記載事項を満たすためには、どのような対応が必要でしょうか。

A1　現行の区分記載請求書に加え、図1の赤字の部分②登録番号、⑤適用税率、⑥税率ごとに区分した消費税額等を記載する必要があります。※（インボイスQ＆A問1・52）

なお、不特定かつ多数の顧客に販売やサービスを行う事業の場合は、簡易インボイス（図2を参照）の発行が認められています。対象業種は小売・飲食店・写真・旅行・タクシー・駐車場（時間貸等のみで月極の契約駐車場は不可）・その他これらに準ずる事業です。

図1　区分記載請求書とインボイスの違い

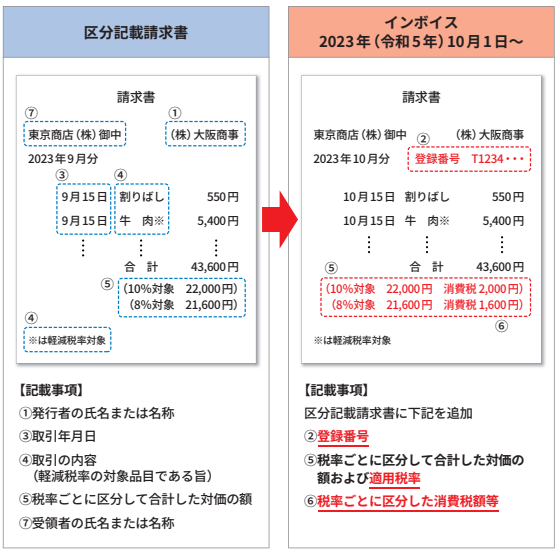

図2　簡易インボイスの記載事項

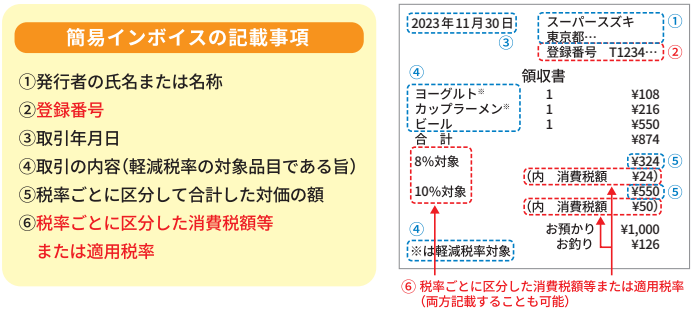

図1・図2　出典：日本商工会議所 中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策

簡易インボイスは、図1の「⑥税率ごとに区分した消費税額等」については適用税率の記載のみとすることができ、「⑦受領者の氏名または名称（宛名）」の記載も省略することができます。※（インボイスQ＆A問25・56）

値引きがあった場合のインボイス発行（返還インボイス）

Q2　売上値引きが1万円未満の場合には、返還インボイスが不要となりました。1万円未満の値引きとは、どのようなケースか教えて下さい。※（インボイスQ＆A問29）

A2　具体例を以下に示します。

【例】A社が、B社へ販売を行った。

①A社からの50万円の請求に対し、B社は振込手数料相当額440円を減額して支払った。（A社は440円を売上値引きしたとして処理する場合）

⬇1万円未満の値引きのため、返還インボイスの交付は不要です。

②A社からの523万円の請求に対して、B社は端数の3万円の値引きを求め、互いに合意したため、B社は520万円支払った。

⬇1万円以上の値引きのため、返還インボイスを交付しなければなりません。

なお、1万円未満の判定は、請求書単位ごとに値引きした金額で行います。

1万円未満のインボイス保存

Q3 前々事業年度の課税売上高が1億円以下の事業者について、二〇二三年十月一日からの六年間、経過措置として1万円未満の取引に関しては、インボイスの保存がなくても一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることとなりましたが、1万円未満の単位はどのようになりますか。

A3 一回の取引ごとの単位で判定をします。具体的には次のようになります。

※（インボイスＱ＆Ａ問108・109）

【例】

①5千円の商品を10月3日に購入、7千円の商品を10月10日に購入し、それぞれで請求・精算

⬇それぞれ1万円未満の取引となり、本経過措置の対象となるためインボイスの保存は不要

②5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入

⬇1万円以上の取引となり、本経過措置の対象外となるためインボイスの保存が必要

③月額10万円の清掃業務（稼働日数：12日）

⬇1万円以上の取引となり、本経過措置の対象外となるためインボイスの保存が必要

インボイスの修正

Q4 交付したインボイスに誤りがあった場合、どのような対応が必要ですか。

A4 発行済みのインボイスに誤りがあった場合、インボイス発行事業者は修正したインボイスを発行する義務があります。買手が自分で修正を行うことはできません。ただし、買手が作成した仕入明細等の書類を、売手の確認を受けてインボイスとして保存することは可能です。ここで重要なことは、売手と買手が誤りを修正した内容が記載された書類を共有し、お互いに保存することです。※（インボイスＱ＆Ａ問33・34）

また、修正をする場合、図3①のように「修正のうえ、改めて必要事項のすべてを記載したインボイスを発行する」、もしくは図3②のように「当初発行したインボイスとの関連性を明らかにして、修正点を明示した書類を発行する」方法があります。この場合、当初のインボイスと修正インボイスの両方を保存する必要があります。

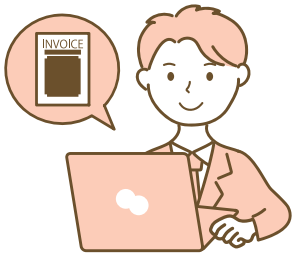

図3　修正インボイスについて

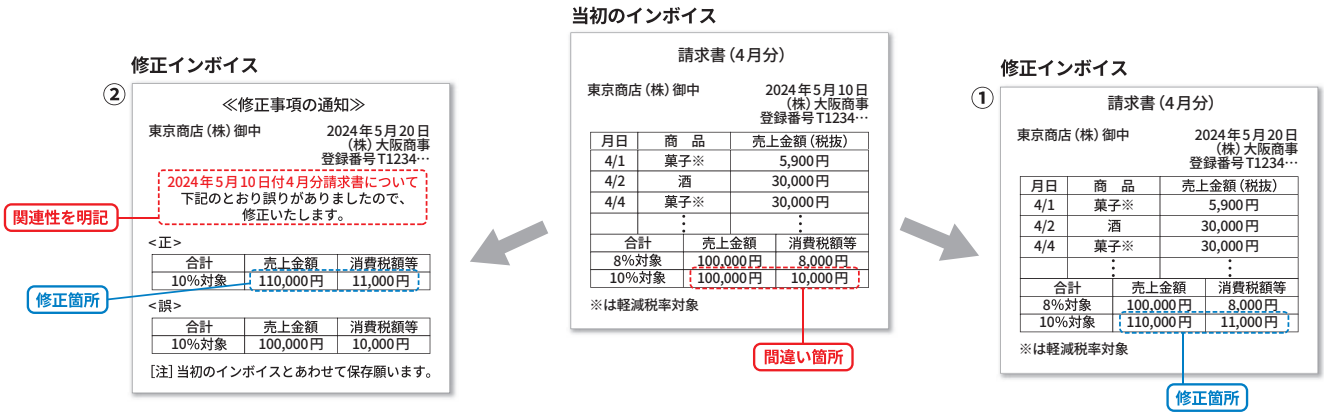

出典：日本商工会議所 中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策

クレジットカード払いの経費

Q5 当社は経費の支払いの際、法人名義のクレジットカードを利用しています。また、高速道路料金についても、クレジットカード会社発行のＥＴＣクレジットカードで決済しています。クレジットカード会社から毎月利用明細が届いており、支払の履歴が記載されていますが、この利用明細を保存することで仕入税額控除は可能でしょうか。

A5 クレジットカードの利用明細には、日付、支払先と金額の記載はありますが、インボイスの記載事項である登録番号、消費税額等の記載がありません。したがって、インボイスとは認められず、店頭決済時に発行される領収書やレシートを保存する必要があります。なお、クレジット決済時にレジ等で発行されるクレジット売上票もインボイスとして認められないため、別途領収書やレシートを受領しましょう。

また、ＥＴＣクレジットカードを利用した場合、ウェブ上の「ＥＴＣ利用照会サービス」から電子インボイスとして「利用証明書」の発行を受け保存する必要があります。こちらについては、次ページ以降にて記載する電子帳簿保存法に則った方法により保存する必要があります。

個人の立替払い経費

Q6 当社は、自社内の役員・従業員に経費を立て替えてもらうことがあります。個人が立て替えた領収書の中には、宛名が個人名や、空欄になっているものがあります。これらの領収書は当社で仕入税額控除が可能でしょうか。

A6 貴社が個人宛のインボイスを受領したままでは、貴社に交付されたインボイスとして仕入税額控除を行うことはできません。この場合には、貴社の支出であることを明らかにするため、図４のように貴社名を記載した立替経費精算書等を作成し、そのインボイスと併せて保存する必要があります。また、宛名が空欄の領収書に関して、Ａ１に記載した簡易インボイスに該当する場合、精算書は不要で仕入税額控除が可能です。※（インボイスＱ＆Ａ問92）

今回はごく一部しかご紹介できませんでしたが、これ以外にも注意すべき点がたくさんあります。

ご不明な点は担当者までご相談ください。

図４　立替金のインボイス

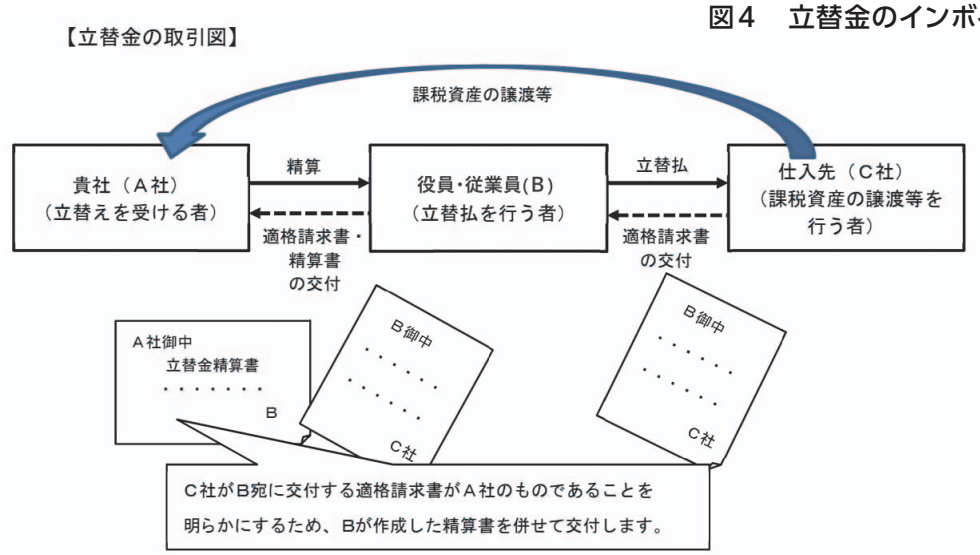

参考：国税庁　インボイス制度に関するＱ＆Ａ

電子帳簿保存法

法人や個人事業主は、「帳簿」と「書類」を保存期間（原則7年、最長10年）の間、紙で保存しなければなりません。

「帳簿」とは、手書き・エクセル等で作成しているものや会計ソフトに入力して作成している会計帳簿、固定資産台帳などを指します。

「書類」とは、請求書や領収書、注文書や契約書などを指します。

『電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（通称電子帳簿保存法）』とは、その「帳簿」や「書類」を、紙ではなく電子データで保存する際の要件を定めた法律です。紙が大量となり保存が困難な大企業の要望に応えるためにできました。

内容は次の3つの制度に区分されています。

① 【希望者のみ】電子帳簿等保存
② 【希望者のみ】スキャナ保存
③ 【全事業者対象】電子取引データ保存

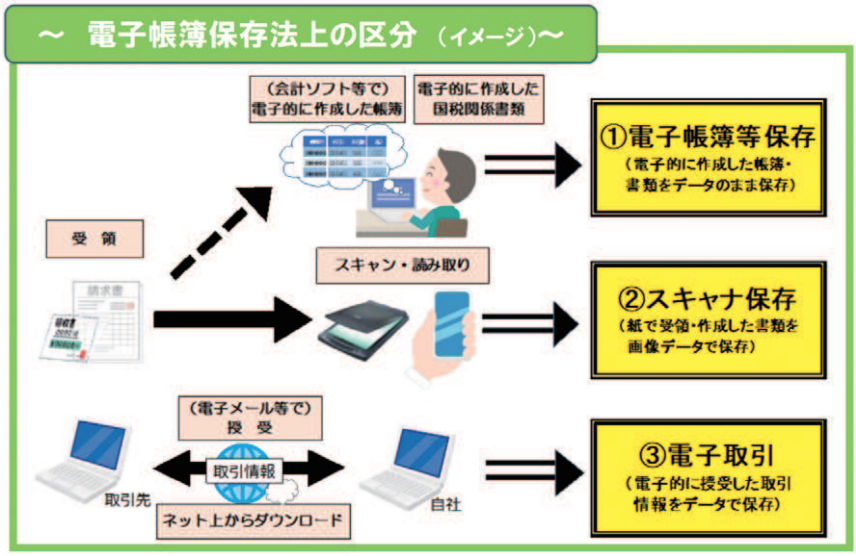

出典：国税庁 改正に関するパンフレット

原則任意の制度ですが、令和3年度の税制改正により、二〇二四年一月一日からは、③の電子取引については全事業者が対応をしなければならないこととなりました。

①【希望者のみ】電子帳簿等保存

自分で作成した帳簿書類について、原則として紙で保存する必要がありますが、電子データのまま保存することができる制度です。

ただ、電子データのまま保存するメリットが少ないため、今回は説明を割愛いたします。

②【希望者のみ】スキャナ保存

取引先から受領した紙の書類は、原則その紙自体を保存しますが、紙を保存する代わりにスキャナなどで読み取った電子データを保存することができます。

スキャナ保存をすることにより、紙のまま保管しなければならない書類が減少するというメリットがあります。

ただし、スキャナ保存をするためには次のような要件を満たす必要があります。

■書類の受領後一定の期間内に、書類を一枚ずつスキャンする
■スキャンした書類の電子データ（PDF等）を、会計帳簿と紐づけて保存する
■スキャンした電子データにタイムスタンプ※を付す、または電子データをスキャナ保存に対応したシステムで保存する（原則有料）
■読み取り方法の制限あり（原則カラーでの読み取りで、解像度が200dpi以上）

※タイムスタンプとはタイムスタンプに示す時刻以前に電子文書が存在し、その時刻以降改ざんをされていないことを第三者が証明する技術です。一般財団法人日本データ通信協会が認定した認定事業者が付与するもので、紙文書の場合に日付の証明として郵便局が押す消印と同じようなものです。

今回は要件の一部を抜粋してお伝えしましたが、他にも細かな要件があります。

【全事業者対象】電子取引データ保存

すべての事業者は、書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当する電子取引データを受領・送付した場合には、そのデータを電子データのまま保存しなければなりません。

二〇二四年一月一日以降の電子取引から、紙だけでなく電子データでも保存が必要となります。

電子取引とは、具体的には次のような取引が該当します。

■電子メールの添付ファイル（ＰＤＦ等）で取引先から請求書を受領した、または取引先へ送付した

■特定の取引先と、取引先独自のシステムを利用して、注文請書・請求書・支払明細書等を受領や送付をしており、紙では受領や送付をしていない

■通販サイト（Amazonや楽天など）で購入した物品の領収書をＰＤＦでダウンロードした

■クレジットカードや公共料金の明細をＷＥＢ明細に切り替えている

■インターネットバンキングを利用して総合振込を行っている

など

電子取引については、いくつかの要件を満たした状態で電子データを保存する必要があります。今回はその主な要件をお伝えします。

■データの改ざん防止措置をとる

システム改修費用等をかけずに導入できる「訂正削除の防止に関する事務処理規定」を作成・運用し、備付けをする

■検索機能の確保

税務調査時に必要なデータ（**取引年月日、取引金額、取引先**）から検索ができる形での保存が求められています。

具体的には、①請求書データ（ＰＤＦ）のファイル名を「日付　取引先　金額」のような形で統一して保存する、②「取引の相手先」や「月別」など任意のフォルダに格納して保存する、という方法が考えられます。

なお、基準期間（二期前）の売上高が５千万円以下の事業者については、税務調査時に調査官から求められた場合に電子データのコピーを提供することなどを要件として、検索機能の確保は不要とされました。

二〇二三年一二月三一日までに行う電子取引については保存すべきデータをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありませんが、二〇二四年一月一日からは保存要件に従った電子データの保存が必要となります。適切な電子データの保存ができるよう、準備を進めていきましょう。

●コロナ5類移行後の影響について

二〇二三年五月八日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症（２類相当）から５類感染症に移行しました。それに伴って感染状況にどのような変化があったかを確認してみましょう。

	新型インフルエンザ等感染症	5　類　感　染　症
発生動向	・法律に基づく届出等から、患者数や死亡者数の総数を毎日把握・公表 ・医療提供の状況は自治体報告で把握	・定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表 ・様々な手法を組み合わせた重層的なサーベイランス（抗体保有率調査、下水サーベランス研究等）
医療体制	・入院措置等、行政の強い関与 ・限られた医療機関による特別な対応	・幅広い医療機関による自律的な通常の対応 ・新たな医療機関に参画を促す
患者対応	・法律に基づく行政による患者の入院措置・勧告や外出自粛（自宅待機）要請 ・入院・外来医療費の自己負担分を公費支援	・政府として一律に外出自粛要請はせず ・医療費の１割～３割を自己負担 入院医療費や治療薬の費用を期限を区切り軽減
感染対策	・法律に基づき行政が様々な 要請・関与をしていく仕組み ・基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策	・国民の皆様の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる ・基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施
ワクチン	・予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種	・令和５年度においても、引き続き、自己負担なく接種 ○高齢者など重症化リスクが高い方等：年２回（５月～、９月～） ○５歳以上のすべての方　：年１回（９月～）

出典：厚生労働省

●感染者数の推移

新たな変異株、ＸＢＢコロナ（オミクロン株の変異種）の登場や未だに治療薬がない状況を考慮すると、５類に移行したものの、新型コロナウイルス感染症の脅威性・感染リスクは決して衰えていないと考えられます。

二〇二三年五月八日以降、感染者数の把握が全数把握（全ての医療機関から感染者数を集計する方法）から定点把握（指定の医療機関から感染者数を集計する方法）に変化しているため、同じ条件で比べることはできませんが、感染者数は、左のグラフのように３月末で一度落ち着いたものの、毎週緩やかに増加しています。気を緩めずに、引き続き警戒が必要です。

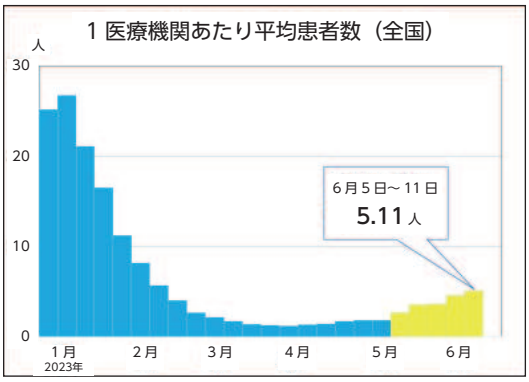

出典：厚生労働省
５月７日以降は過去の報告を基にした参考値

編集後記

５類移行前までは席を離しての黙食を基本としていた学校給食が、席の移動・会話が可能となったことで、小学生が小声での会話を楽しむ様子を紹介しているネット記事を見かけました。このように、完全に元通りとはいかないまでも、少しずつコロナ渦以前の日常を取り戻しているのだと感じました。

入社三年目となる私は、コロナ禍に入社したため、会社の飲み会や社員旅行を経験したことがありません。５類移行後の影響に関する記事を目にして、まだ見たことのないコロナ禍以前の会社の様子を知りたい、そのように感じました。

これからの季節、より一層暑くなることが予想されます。マスクを着用しているとマスクの中では湿度が保たれるため、のどの渇きを感じにくいとされています。脱水症や熱中症等には十分お気をつけて、体調を崩されませんようご自愛ください。

（編集部）

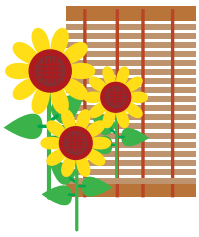

■礎（いしずえ）―東京第一会計ニュース　第118号　2023（令和５）年７月１日発行
■発行所：税理士法人東京第一会計　東京都新宿区西新宿7-11-18　711ビル302　　電話（03）3367-1251
■発行責任者：塩畑　契之
■ホームページアドレス：http://www.tdk-s.com